

弁護士による 無料法律相談

○相続、離婚、債権・債務などの専門的な知識の必要な法律問題について、弁護士が相談に応じ、問題解決に向けたきっかけづくりを行います。

○対象は、市内に在住・在勤・在学の方です。

○相談時間は30分です。

○相談日の1週間前（閉庁日の場合は、翌開庁日）から予約が可能です。

○相談できる回数は、内容にかかわらず同月内に1回限りとします。

○予約先 市政情報相談課 **TEL 06-4309-3104**

実施場所	曜日	時間	定員
本庁	月曜・水曜・金曜	13時～16時	14人
本庁 (ナイター相談)	第2火曜	17時30分～20時	12人
本庁 (土曜日)	第4土曜	9時～11時30分	12人
本庁 (府内一斉法律相談会)	3月7日（土曜日）	9時～11時30分	12人
布施駅前 リージョンセンター	第1火曜・第3火曜	13時～16時	7人
若江岩田駅前 リージョンセンター	第1木曜・第3木曜	13時～16時	7人
四条 リージョンセンター	第2木曜・第4木曜	13時～16時	7人
楠根 リージョンセンター	偶数月の第2火曜	13時～16時	7人
中鴻池 リージョンセンター	偶数月の第4火曜	13時～16時	7人
日下 リージョンセンター	奇数月の第2火曜	13時～16時	7人
近江堂 リージョンセンター	奇数月の第4火曜	13時～16時	7人

※土曜日（第4土曜を除く）・日曜日・祝日は実施しておりません

令和8年

2月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2 本庁	3 布施	4 本庁	5 若江岩田	6 本庁	7
8	9 本庁	10 楠根 本庁ナイター	11	12 四条	13 本庁	14
15	16 本庁	17 布施	18 本庁	19 若江岩田	20 本庁	21
22	23	24 中鴻池	25 本庁	26 四条	27 —	28 本庁

令和8年

3月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
1	2 本庁	3 布施	4 本庁	5 若江岩田	6 本庁	7 本庁
8	9 本庁	10 日下 本庁ナイター	11 本庁	12 四条	13 本庁	14
15	16 本庁	17 布施	18 本庁	19 若江岩田	20	21
22	23 本庁	24 近江堂	25 本庁	26 四条	27 —	28 本庁
29	30 本庁	31 —				